

## 三沢市消防本部手数料免除に関する要綱

(平成30年4月1日)

一部改正 令和4年1月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、三沢市消防本部手数料条例（平成12年三沢市条例第28号）第4条の規定により準用する三沢市手数料条例（平成12年三沢市条例第25号。以下「条例」という。）第5条第1項第5号の規定に基づく手数料の免除に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用事由)

第2条 条例第5条第1項第5号に規定する市長が特に免除する必要があると認めたものとは、次に掲げるときをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条第1項に規定する激甚災害、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する災害又はこれらに準ずる災害が発生した場合に、当該災害の復旧に係る活動等のため、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(手数料の免除)

第3条 手数料の免除を受けようとする者は、手数料免除申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請を承認し、又は承認しないときは、手数料免除（承認・不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(免除の取消し)

第4条 次に掲げる場合は、免除の承認を取り消すものとする

- (1) 虚偽の申請により免除を受けていることが判明した場合
- (2) 第2条に規定する事由に該当しなくなった場合
- 2 前項の規定により免除の承認を取り消した場合は、手数料免除取消通知書（様式第3号）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により免除の承認を取り消した場合は、市長は、当該取消し

を受けた者に対し、期日を定めて免除した額を納付させるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日		
手数料免除申請書		
(あて先) 三沢市長		
申請者 住 所 氏 名		
所有者等	住 所	電 話
	氏 名	
貯蔵取扱い場所		
納付すべき金額		
免除を受けよう とする理由		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

手数料免除（承認・不承認）決定通知書

申請者  
住 所  
氏 名 様

三沢市長

年 月 日に申請のありました手数料の免除については、

次のとおり 承認する ことに決定したので通知します。  
承認しない

所有者等	住 所	
	氏 名	
納付すべき金額		
免除する金額		
承認理由又は不承認理由		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

三沢市長

手数料免除取消通知書

年 月 日付け第 号により承認した手数料の免除について、下記の理由により取り消しましたので通知します。

なお、免除した手数料については、年 月 日までに市へ納付してください。

記

[理由] 番号に○の付いているもの

1. 虚偽の申請により免除を受けていることが判明したため
2. 免除の適用となる事由に該当しなくなったため